平成14年4月15日宣告 平成13年(わ)第784号 覚せい剤取締法違反被告事件 判 決

被告人を懲役10年及び罰金200万円に処する。 未決勾留日数中190日をその懲役刑に算入する。

罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、Aと共謀の上、みだりに、被告人は営利の目的をもって、平成13年6月28日、北九州市 a 区 b 丁目 c 番 d 号所在の西日本旅客鉄道株式会社 e 駅 北口前タクシー乗場において、覚せい剤であるフエニルメチルアミノプロパンの塩酸塩の結晶約1966.5グラム(平成13年f 領第960号の1、4はその鑑定残量)を所持した。

(証拠) 略 (法令の適用)

罰条 刑法65条2項,60条,覚せい剤取締法41条の2第2 項,第1項

刑種の選択 情状により懲役及び罰金刑を選択

未決勾留日数の算入 刑法21条

(事実認定の補足説明)

 ッグを持ち、男たちと車を降り、しばらくして戻ってきて、同バッグをAに渡したこと、その時点でショルダーバッグに何か重い品物が入っていたこと、被告人とAは男たちに車でJRの駅まで送ってもらい、被告人は同所でf駅までの新幹線切符を、Aの分も含め、2枚買ったこと、新幹線でfに向かっている間、Aはショルダーバッグを座席近くの網棚に置いていたが、k駅を過ぎた付近で、被告人が座席を離れた隙に、Aはショルダーバッグを開けてみたところ、チャック付きポリ袋に入った本件覚せい剤2袋が入っていたこと、Aはそれが覚せい剤であることは見当が付いたが、引き続き被告人のためにこれを運んでやる意思で、f駅に着いたあと、同バッグを肩にかけて改札口を出たこと、両名は、同駅に待機していた警察官に呼び止められたが、Aはショルダーバッグについて、「バッグはひらったもので、知らん。」などと弁解したこと、以上の各事実が認められる。

ところで、被告人は、上京したのは借金返済のためであるなどと弁解するけれども、その根拠となる借用書は存在しない、担保はない、領収書ももらわなかったなどとも供述しているところ、その内容は取引一般の経験則に照らし不自然、

不合理であって、採用の限りでない。

前記の認定事実によれば、被告人は覚せい剤の仕入れのために東京に行き、そこで密売組織から大量の覚せい剤を購入したものであり、その経緯や量等に照らし、被告人に営利の目的があったことが強く推認されるが、帰途、覚せい剤が盗難にあったり、警察官による職務質問を受けたり、さらには、検挙され、覚せい剤を押収されるなどの危険を何としても防ぐ必要があり、そのため被告人単独ではなく、かねて懇意な仲ではあるが、覚せい剤とは縁のなかったAに目を付け、これにその運搬を依頼したものと認めるのが相当である。そして、Aは、これにで、当初は上京の目的やショルダーバッグの中身を知らなかったが、遅くとの新幹線のk駅を過ぎた付近で、被告人から運搬を依頼されたショルダーバッグの中に覚せい剤が入っていることを知るに至ったこと、そして、その後も被告人のために覚せい剤の運搬を引き受け、これを実行したものであることが認められる。

そうすると、被告人とAの両名は、共謀のうえ、被告人は営利の目的で(Aにはこれなく、)、本件覚せい剤を所持したものであると認めるのが相当であり、判示のとおり、犯罪事実が認められる。

(量刑事情)

本件は、被告人が、Aと共謀のうえ、被告人は営利の目的で、約2キログラムもの大量の覚せい剤を新幹線で運搬したもので、それが所持罪に問われた事案である。

覚せい剤の健康に対する有害性、社会に対する悪影響、それが暴力団の資金源になることなどからして、覚せい剤事案は軽視できず、その流布状況を考えると、なおさらその感があるが、本件は所持量が約2キログラムと大量のものであり、それだけでも事案として重大である。本件取引の経緯、覚せい剤の量等からして、覚せい剤の仕入れ先に相当大きな密売組織の存在がうかがわれるのはもちろん、被告人自身暴力団の一員であるうえ、その背後に覚せい剤の密売組織が控えていると考えざるを得ないが、被告人は、そのような覚せい剤密売ルートの一翼を担い、大量の覚せい剤を仕入れ、運搬、所持したものであり、しかも、本件の主犯である。

- 捜査及び公判を通じ,不合理な弁解に終始しており,犯行について反省がみら れない。

その他,被告人にはやや古いものの覚せい剤取締法違反の前科があることなどの情状に照らすと,被告人の刑責は相当重く,かつ事案に照らすと罰金刑も併科するのが相当である。

そうすると、本件の覚せい剤は全量が押収されたことなど、被告人のために酌むべき情状を考慮しても、被告人の刑責はなお大きいから、主文のとおり刑を量定した。

(求刑 懲役12年及び罰金300万円)

(出席した検察官 山口浩)

平成14年4月15日

福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部

裁判長裁判官 若宮利信

裁判官 川野雅樹

裁判官 坂本好司